

竹田市土木工事成績評定要領

平成 17 年 8 月 25 日

告示第 134 号

(目的)

第 1 この要領は、竹田市が発注する土木工事の成績の評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適切な選定及び建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 評定の対象とする工事は、原則として 1 件の設計金額が 500 万円以上の工事とする。

(評定者)

第 3 評定を行う者は、竹田市土木工事検査要綱(平成 17 年竹田市告示第 136 号)第 2 条に定める検査員及び監督員とする。

(評定の方法)

第 4 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績評定表(様式第 1 号。以下「評定表」という。)に記録するものとする。

3 工事成績の評定は、工事成績採点表(様式第 2 号)により行うものとする。

4 請負者から、工事における工事特性、創意工夫、社会性等、施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出された場合、又は監督員の指示により工事の施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出され、若しくは提示された場合はこれらを評価の対象とすることができる。

(評定の時期)

第 5 評定を行う時期は、検査員にあつては検査要綱第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める完成検査及び出来形検査を実施したとき、監督員にあつては工事が完成したときとする。

(評定表の提出)

第 6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、市長に評定表を提出するものとする。

(評定の結果)

第6—2 評定の結果は、次の表の区分により評価する。

評価	評定点
2 A	80点以上
A	75点以上80点未満
B	70点以上75点未満
C	60点以上70点未満
D	60点未満

(評定の結果の通知)

第7 市長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、工事成績評定点通知書(様式第3号)により評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8 市長は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めるときは、評定を修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定点に係る回答書(様式第4号)により回答するものとする。この場合において必要と認めるときは、市長は、土木工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 工事成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年9月1日から施行し、同日以降に完成する工事について適用する。

附 則(平成19年告示第32号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第30号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第28号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する

附 則(令和2年告示第118号)

この告示は、公示の日から施行し、平成30年7月1日から適用する

工事成績評定表 (土木)

市長		副市長		契約検査室長		完成 (第 出来形 (第	回) 回)
主管課長		契約担当庶務 係長又は課長 補佐		担当係長 又は 課長補佐		工事担当者	
工事名							
工事場所							
当初設計額				最終設計額			
当初請負額				最終請負額			
工期	当初	自 年 月 日		変更	自 年 月 日		
		至 年 月 日			至 年 月 日		
完成年月日		年 月 日		出来形検査年月日			
完成検査年月日				中間検査年月日			
請負者	商号		現場代理人氏名				
	又は 名称		専任監理技術者氏名				
			監理技術者氏名				
	代表者氏名		主任技術者氏名				
完成検査員職氏名		印		監督員職氏名 (正)			
出来形検査員職氏名		印					
中間検査員職氏名		印					
評 点							
監督員	(1) 監督員 (担当員、担当係長) 評定点						点
	(2) 監督員 (担当課長・課長補佐・担当係長) 評定点						点
検査員	(3) 出来形検査員評定点						点
	(4) 完成検査員評定点						点
(5) 法令遵守等						点	
評定点合計 = ((1) × 0.4 + (2) × 0.2 + (3) × 0.2 + (4) × 0.2) - (5) =						点	
出来形検査が無かった場合 = ((1) × 0.4 + (2) × 0.2 + (4) × 0.4) - (5) =							

公印使用承認
年 月 日

工事名

工事別細目別評定点採点表

検査項目	昨日 男町	①監督員1	②監督員2	③検査員 (出来形・中間)			④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1 施工体制	I 施工体制一般	(00) × 0.4+2.9= 2.9点						29 / 83 点	46%
	I.配置技術者	(00) × 0.4+ 2.9= 2.9' 点						29 / 41 点	46%
2 施工状況	I 施工管理	(00) 0.4+ 2.9= 2.9点		(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	検査 0回 中間の平均値 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	94 / 130' 点	149%
				(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点				
	II 工程管理	(00) × 2.9= 2.9点	(00) × 0.2 + 3.2 3.2点					61 / 81 点	97%
	III 安全対策	(00) × 0.4+ 2.9= 2.9点	(00) × 0.2 + 3.3= 3.3点					62 / 88 点	9800
	IV 対外関係	(00) × 0.4+ 2.9= 2.9' 点						29 / 37 点	4600
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	(00) × 0.4+ 2.8= 2.8点		(00) × 0.4 6.5= 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	検査 0回 中間の平均値 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	93 / 149 点	148%
				(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5' 点				
	II 品質	(00) 0.4+ 2.9= 2.9点		(0.0) × 0.4 + 6.5= 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	検査 0回 中間の平均値 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	94 / 174 点	14900
				(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5' 点				
	III 出来ばえ			(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	検査 0回 中間の平均値 6.5点	(-50) × 0.4 + 6.5= 4.5点	65 / 85 点	7100
				(00) × 0.4 + 6.5= 6.5点	(00) × 0.4 + 6.5= 6.5' 点				
4 工事特性	I 施工条件等への対応		(00) × 0.2 + 3.3 3.3点					33 / 73 点	52%
5 創意工夫	I 創意工夫	(0.0) × 0.4+ 2.9= 2.9点						29 / 57 点	4610
6 社会性等	I 地域への貢献等		(00) × 0.2 + 3.2 3.2点					32 / 52 点	5100
7 法令遵守			(00) × 1.0= 0.0点						
							評定点合計	65.00 / 100 点	100 / 000
8 総合評価 技術提案	技術提案履行確認								

評定点 点

※出来形部分(中間)検査があつた場合 (①+②+③×0.5+④×0.5)=細目別評定点(出来形、中間が2回以上の場合は③を平均す)

内には出来形。中間技術検査の平均値が表示される。

※出来形部分(中間)検査がなかった場合 (①+②+④)=細目別評定点

上記の表及び採点表それぞれの評定点の整合確認欄

※得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

採点表との確認 工事成績採点表 点

※結合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

別表1

項目別評定点

工事名：

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	2.9 // 3.3 点
	II. 配置技術者	2.9 / 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	9.4 // 13.0 点
	II. 工程管理	6.1 / 8.1 点
	III. 安全対策	6.2 // 8.8 点
	IV. 対外関係	2.9 // 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	9.3 // 14.9 点
	II. 品質	9.4 // 17.4 点
	III. 出来ばえ	6.5 // 8.5 点
4. 工事特性(カロ点のみ)	施工条件等への対応	3.3 // 7.3 点
5. 創意工夫(カロ点のみ)	創意工夫	2.9 // 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	3.2 // 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)	工事事務等による減点	
	総合評価による減点	
評定点合計		65 // 100 点

様式第3号

年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

契約者
竹田市長

印

工事成績評定点通知書

貴社が受注した工事について、竹田市土木工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内にその疑問の旨を付した書面により、当職に対して説明を求めることができます。

記

- 1 工事名 第 号 工事
 - 2 工期 自 年 月 日 至 年 月 日
 - 3 完成検査年月日 年 月 日
 - 4 評定点 点（別表1）
- （4 修正評定点「評定点が修正された場合のみ」）

様式第4号(第9関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

契約者
竹田市長

印

工事成績評定に係る説明書(回答)

年 月 日付で貴社から説明を求められた評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名 第 号 工事
- 2 疑問に対する回答